

# 漢文訓読史上の一問題

## ——再読字の成立について——

小林芳規

はしがき

平安初期以前の訓法と、中期以後の訓法との間には、漢文訓読史上一線を劃しうるのではないかという仮定を實証すべく、筆者はいくつかの点について内面的考察を加えて来たのであるが、その一つとして平安初期以前まで辞の訓（助詞・助動詞および形式動詞）をもつていた漢字が副詞・接續詞などの詞の訓に変わったという一つの傾向に気がついた。この傾向の範圍と限界についてさらに考え進めて行くうちに、いわゆる再読字として漢文訓読の折に特定漢字に二訓を固定させた訓法の成立もこの傾向の一つではないかと考えるに至り、調査しえた諸訓点本の用例とそれに基づいた愚考とを纏説して大方のご叱正とご教示を得ようと意を決し、先学の説くところ、和文にこの漢文直訳口調が滲透する様を調べて、さらにこの愚考の他に及ぼす影響など併記することを敢えて行ってみた。

### 一、「當」字の一訓の移り変り

字書に「猶合也」「將有事而未至」「事理合宜」と説かれる「當」字の訓を漢文訓読の資料によって調べると、平安初期に加點された資料の訓法と中期以後加點の訓法の間に関連を見出すことができる。

すでに春日政治博士、遠藤嘉基博士の述べておられるように（註一）平安初期における「當」字の訓法は（用例群一）

(1) 直ちに「當」と助動詞に訓む。

(2) 副詞の訓「マサニ」（稀に「マサニハヒ」）を当て、結びにおいて、次のような種々な形を持つ。

(イ) 助動詞「ム」を補説して推量形で結ぶ。

(ロ) 「ムトス」を補説して推量（意志）形で結ぶ。

(ハ) 助動詞「ベシ」を補説する。

(ニ) 命令の形で結ぶ。

(ホ) 結びを平叙する。

に分類できる用例を示し、その間に、

(一) (1)は(2)に比較して用例が少ない。

(二) (2)の中では(1)の用法が比較的に多い。

(三) 「當」字は常に一度訓まれるのみで、後世のように固定した二訓をもつて訓まれることはないようである。

の点を見出すことができる。「當」字に(1)(2)のようなさまざまな訓法が見られることは、努めて原義に応じた意識をしようとして個性的な訓み分けをした訓読初期の訓法の結果であろうが、(1)の「ベシ」と辞の訓に当てる例が、(2)より少く、用法も限られているのは、既に初期訓法が崩れ、新しい訓法に移るべきさが見えそめたと思われる。

平安中期以後新たに加点された資料によると、この個性的な訓法が少くなって、同時に副詞の訓マサニと辞の訓ベシとの二訓が「當」字に表記される例が見えてくる。京都大学藤藤地菊羅経延喜九年白点909によると、

當用<sup>に</sup>使者及<sup>ひ</sup>制吒迦等<sup>の</sup>所説<sup>の</sup>真言<sup>を</sup>

のような(2)の用法がその大部分を占め、稀に、

當用<sup>に</sup>赤<sup>き</sup>粳米<sup>の</sup>メ<sup>の</sup>飯<sup>を</sup>・根菜蜜水及<sup>ひ</sup>蜜<sup>を</sup>・砂糖<sup>を</sup>・米粉<sup>を</sup>・餅<sup>を</sup>等<sup>を</sup>・是<sup>なり</sup>也

のような例が見えはじめている。以下二訓を表記した例をあげ

募人率<sup>キ</sup>兵<sup>を</sup>入<sup>て</sup>誅<sup>サム</sup>不<sup>サル</sup>當<sup>ヘカラ</sup>為<sup>タ</sup>者<sup>モ</sup>一<sup>五</sup>者<sup>五</sup>(史記呂后本

紀第九延久五年点1074(複製本)

自當<sup>み</sup>損書<sup>ミ</sup>持其<sup>ス</sup>世尊<sup>ノ</sup>所説<sup>ノ</sup>無量<sup>ノ</sup>明及諸<sup>ノ</sup>真言<sup>を</sup>

(仁和寺藏 蘇摩呼童子經承曆三年点1078)

我當<sup>我</sup>當<sup>ハレトモモ</sup>上昇<sup>ノ</sup>種種<sup>ノ</sup>神麥<sup>アル</sup>

(仁和寺藏大日經寛治二年点1088)

既<sup>既</sup>訖當<sup>ニ</sup>有所陳<sup>ル</sup>

(東大寺藏俱舍論頌疏平安後期点)

記我當<sup>記</sup>紹<sup>ス</sup>人中<sup>ノ</sup>尊<sup>ニ</sup>

(西大寺本金光明最勝王經永長二年点1097)

(興福寺藏高僧伝康和二年点1100以下室町期までの例は省略する。)これらの調査によって判明したことは、次の点である。

(一) 二訓表記の例は時代の下ると共に多くなる。

(二) しかし、院政期までは、一度しか訓まらない訓法も見えてい

る。それは、(用例群2)

(イ) 副詞マサニと訓んで「ム」を補読する。

(ロ) 副詞マサニと訓んで「ベシ」を補読する。

(ハ) 副詞マサニと訓んで命令の形で結ぶ。

(ニ) 鎌倉時代以後には、一、二の例を除いて、その殆んどが二訓表記となっている。

ここに表記された二訓とは、すべて副詞の訓マサニと辞の訓ベシとであるが、高山寺本類聚名義抄の

虫 外郎反マサニニスヘシ。アタル、ツカサトル。ツネ、マホル。ムヘ  
「當」 不明マサシ。ソコ、ムカフ、アツ、カナフ、マホシ

のはじめの訓によると、ベシは補説語としてではなく、マサニと共にこの二訓が當字の固定した訓として意識されていることが分る。これによって思うに、平安中期以後の資料に二訓表記の例が見えるのは、その漢字が再読字として成立したことを意味し(註3)その背景に初期の個性的な訓法が崩壊しつゝあつたという事実があつたのである。(註4)

【用例群1】 平仮名はチヨト点、片仮名は傍訓を示す。「複」は複製本による。以下特記しないものは筆者原本調査

(1) 直ちに助動詞「ベシ」に訓む。

當しル此の経亦至其國に

(西大寺本金光明最勝王經平安初期点)

汝等當し知是謂(同右)

(2) 副詞の訓「マサニ」に訓み、

(1) 助動詞「ム」を補説する。

當に汝の略説少分

(東大寺藏地藏十輪經元慶一年点)

當有種種の灾禍(飯室切金光明最勝王經註釈古点) 複  
「ムトス」を補説する。

及持一經者當獲無辺の殊勝の之福を

(4) 助動詞「ベシ」を補説する。

我當以不善而死當墮大怖畏海に

(東大寺藏 成実論天長五年点)

灌頂大王當獲十種の功德勝利を

(東大寺藏 地藏十輪經元慶一年点)

(5) 命令の形で結ぶ。

新撰の西一域記者當自披覽

(知恩院藏 大唐三藏玄奘法師表啓古点) (中田勉夫先生榮  
鳥裕氏移点本に)

(6) 結びを平叙する。

賢劫空意經云彌勒五億七十六萬歲當下作佛

(高山寺藏 觀彌勒上生經贊平安初期点) 同右

當得退阿耨多羅三藐三菩提に

(西大寺本 金光明最勝王經古点)

【用例群2】 平安中期以後における非再説の例

(1) 副詞の詞「マサニ」を当て、助動詞「ム」を補説する。

吾當為汝分別解説

(西大寺本 金光明最勝王經永長二年点)

當供無數萬億の諸佛隨佛の所行漸具大道を

(談山神社藏 法華經院政期点)

善男子我 當 為 汝 說 其 印 相 。

(東京大学国語研究室藏 大栗本生心地觀經治承四年点)

(四) 助動詞、ベシを補読する。

當 為 擇 平 地 。

我 當 晝 夜 擁 護 此 人 。

(西大寺本 金光明最勝王經永長二年点)

(四) 命令の形で結ぶ。

汝 等 四 王 常 當 擁 護 如 是 四 衆 勿 使 他 緣 共 相 侵 擾 。

(同右)

皆 當 唱 一 率 同 心 以 無 不 遲 正 汝 君 。

(圖書寮藏 群書治要建長五年点) 複

【註1】 西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究(研究篇語の呼應)

【註2】 點資料と國點語の研究(語法の項)

【註3】 點圖集によれば、他の点図よりおかれて生じた三宝岳寺点に「フタ、ヒヨム」の記号が入って来ている。もしこれが再読をさすものとすれば、又裏付けとなる。

再読字の成立は単にベシが下にあるもの(用例群1の(2)の(ウ)がマサニと並んで「當」字についているようになった表記上の問題ではなく、初期の個性的な訓が少くなって、同時に再読が生じたことに問題がある。(2)の(ウ)の例は、「ム」や「ムトス」を補うと同様に補読と考えられるも

ので、後述のように再読成立の一要件ではあるが、すべてとは考えられない。「當」のような辞の訓がなくなつたことも留意しなければならない。

二、 将・未および須の訓など

「将」(有し漸之辞・幾願ノ辞)と「未」の訓も「當」字と同傾向をもっている。

平安初期には直ちに辞の訓によむか、副詞の訓によんで補読語を持つかのいずれかであった。

「将」

1 直ちに辞訓ムトスに當てて訓む。

言非但罪 我 亦 将 罪 女 。

(岩崎文庫藏 尙書平安初期点) 複

身 一 形 羸 瘦 将 死 不 久 。

(西大寺本 金光明最勝王經古点)

2 副詞の訓マサニによみ、その結び方に種々ある。

(四) 助動詞ムを補読して推量形で結ぶ。

大 士 視 如 斯 其 恐 将 食 子 。

(同右)

(五) ムトスを補読する。

則 命 尽 不 得 修 道 後 将 死 時 。

(東大寺藏 成実論天長五年点)

(六) 打消の時マジで結ぶ。

「未」

1 直ちに辞の訓ズ・ジ（推量）に訓む。

又未<sup>ヤ</sup>曾<sup>テ</sup> 見不善業<sup>シ</sup> 有<sup>リ</sup> 二 大利益<sup>ト</sup> 一 成実論天長五年点

為<sup>ス</sup> 未<sup>カ</sup> 生<sup>ル</sup> 一 故生<sup>ス</sup> （東大寺藏 金光明経註釈古点卷五）

是<sup>ノ</sup> 諸<sup>ノ</sup> 行法<sup>ノ</sup> 未<sup>シ</sup> 得<sup>ル</sup> 現生<sup>ス</sup> （西大寺本金光明最勝王経古点）

2 副詞イマダに訓ずる。この場合打消助動詞は補読される。

未<sup>ダ</sup> 出<sup>ス</sup> 囊区<sup>ノ</sup> 之表<sup>外</sup>

（知恩院藏 大唐三藏玄奘法師表啓古点） 前掲

未<sup>ダ</sup> 有<sup>ラ</sup> 詮序<sup>ス</sup> （同右・濁点は筆者の加えたもの）

平安時代中ごろ以後には再読の例が見えはじめ次第に多くなつて来る。（註2）

未<sup>タ</sup> 曾<sup>ト</sup> 經<sup>ル</sup> 入<sup>ル</sup> 曼荼羅<sup>ニ</sup> 者<sup>モ</sup> 亦<sup>レ</sup> 不<sup>レ</sup> 授與<sup>セ</sup>

（京都大学藏 蘇悉地羯羅経延喜九年点）

未<sup>タ</sup> 到<sup>ラ</sup> 彼<sup>ノ</sup> 所<sup>ニ</sup> 已<sup>タ</sup> 采<sup>レ</sup> 勿<sup>レ</sup> 懷<sup>ル</sup> 瞋<sup>ヲ</sup> 嫉<sup>ヲ</sup> （同右）

未<sup>タ</sup> 到<sup>ラ</sup> 彼<sup>ノ</sup> 所<sup>ニ</sup> 已<sup>タ</sup> 采<sup>レ</sup> 勿<sup>レ</sup> 懷<sup>ル</sup> 瞋<sup>ヲ</sup> 嫉<sup>ヲ</sup> （同右）

（唐鈔本漢書楊雄伝天曆二年点） 複

以<sup>テ</sup> 右<sup>ヲ</sup> 押<sup>ス</sup> 左<sup>ヲ</sup> 吉祥<sup>ト</sup> 而<sup>シテ</sup> 坐<sup>ス</sup> 既<sup>ニ</sup> 將<sup>ト</sup> 誥<sup>ス</sup> 法<sup>ヲ</sup>

（東大寺藏 無上依経如来功德品平安中均点）

第二<sup>ニ</sup> 依<sup>テ</sup> 文<sup>ニ</sup> 正<sup>シ</sup> 解<sup>ス</sup> 者<sup>ハ</sup> 將<sup>ト</sup> 釋<sup>ス</sup> 此<sup>ノ</sup> 頌<sup>ヲ</sup> 略<sup>シ</sup> 為<sup>シ</sup> 三分<sup>ト</sup>

（東大寺藏 俱舍論頌疏平安後期点）

勿<sup>レ</sup> 輕用<sup>ス</sup> 將<sup>ト</sup> 何<sup>レ</sup> 如<sup>ク</sup> 願<sup>ハ</sup> 賜<sup>ハ</sup> 東<sup>ノ</sup> 西<sup>ノ</sup> 府<sup>ノ</sup> 御<sup>ノ</sup> 史<sup>ヲ</sup>

（神田喜一郎氏藏 白氏文集天永四年点） 複

未<sup>タ</sup> 見<sup>ル</sup> 卿<sup>ヲ</sup> 決<sup>ス</sup> （東大寺藏 法華論疏天永四年点）

魏<sup>ノ</sup> 初<sup>ニ</sup> 未<sup>シ</sup> 詳<sup>シ</sup> 定<sup>ス</sup> 是<sup>レ</sup> 何<sup>レ</sup> 年<sup>ノ</sup> 月<sup>日</sup>

（唐招提寺藏 戒律伝来記上保安五年点） 複

（以下の用例は省略）

「須」字については、一般に使用度が右に比して少いためか、十二分に用例を採集できなかった。その平安初期の訓の例

1 直ちに助動詞ベシに訓む。

皆<sup>シ</sup> 須<sup>シ</sup> 等<sup>ク</sup> 分<sup>ク</sup> 和<sup>ス</sup> 合<sup>ス</sup> 一<sup>ニ</sup> 処<sup>ニ</sup>

（西大寺本 金光明最勝王経古点）

必<sup>シ</sup> 須<sup>シ</sup> 屈<sup>ク</sup> 曲<sup>ク</sup> 唱<sup>シ</sup> 出<sup>シ</sup> 不<sup>レ</sup> 令<sup>レ</sup> 後<sup>ニ</sup> 悔<sup>ク</sup>

（松田福一郎氏旧藏四分律行事鈔平安初期点）（中田祝夫先生 移点本による）

若<sup>シ</sup> 犯<sup>ス</sup> 過<sup>ス</sup> 比<sup>レ</sup> 丘<sup>ニ</sup> 應<sup>シ</sup> 須<sup>シ</sup> 治<sup>ス</sup> 者<sup>ハ</sup> 一<sup>ニ</sup> 日<sup>ノ</sup> 兩<sup>日</sup> 苦<sup>シ</sup> 役<sup>ヲ</sup> （同右）

このよみは疑問があるが、「須（から）く治（む）應（き）者」と訓

またたものであろうか。副詞の訓に対して助動詞ベシを補説する用例は発見できなかった。

平安中期以後になるとその例が多く見える。

求 成<sub>レ</sub>就<sub>ル</sub>者<sub>ニ</sub> 須<sub>ク</sub>解<sub>ル</sub>真<sub>言</sub>の上<sub>中</sub>下<sub>法</sub>。

(京都大学藏 蘇悉地羯羅經延喜九年点)

須<sub>ク</sub>四面<sub>均</sub>等<sub>曳</sub>之<sub>ニ</sub>。

(西大寺藏 護摩蜜記長元八年点)

同時に、再読の例も見えている。

今案 須<sub>ヘシテ</sub>依<sub>テ</sub>(時)尅<sub>コフ</sub>之<sub>ニ</sub>早曉<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>加<sub>ヘ</sub>省<sub>フ</sub>耳(同右)

皆須<sub>ク</sub>等<sub>分</sub>し和合<sub>一</sub>處<sub>ニ</sub>。

(西大寺本 金光明最勝王経永長二年点)

須<sub>ク</sub>し真<sub>道</sub>天<sub>一</sub>真<sub>を</sub>。

何<sub>ッ</sub>只在<sub>ニ</sub>元<sub>一</sub>日<sub>ニ</sub>哉<sub>ヲ</sub>尋<sub>ル</sub>常<sub>ニ</sub>須<sub>ク</sub>尋<sub>ル</sub>之<sub>ヲ</sub>。

(圖書寮藏 文鏡秘府論保延四年点)

一切<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>天<sub>常</sub>須<sub>ク</sub>供<sub>養</sub>。

(守屋孝藏氏藏千手千眼陀羅尼經院政期点)

須<sub>ク</sub>今<sub>度</sub>且<sub>ク</sub>入<sub>レ</sub>天<sub>台</sub>商<sub>量</sub>乃<sub>チ</sub>更<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>寺<sub>。</sub>

(石山寺藏行歴抄建久八年点)

(以下の用例は省略)

のごとくで鎌倉時代以後には容易に採集することができる。

以上述べた將・木・須についても亦、観智院本類聚名義抄に將<sub>マサニ</sub>セシトス 未<sub>イマダ</sub>セス 須<sub>ス</sub>ヘカラク<sub>ス</sub>ヘシ

と見えるのによると再読字として固定した二訓を意識していたことを知ることができる。

「宜」字については

不<sub>ル</sub>宜<sub>ヘ</sub>カ<sub>ラ</sub>下<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>腰<sub>向</sub>聲<sub>ニ</sub>ナル

(圖書寮藏 文鏡秘府論保延四年点)

などの再読の例が見えるが、それ以前に論述できるほどの十二分の例を見ず、就中平安初期にその例を見ないので、同傾向をもつものであったらうとは思われるが、今は論及することができない。

【註1】副詞の訓イマダに対して打消助動詞ズ・シは補説語と見るべきである。それは、萬葉集の用字法を見るに

(イ)意味上打消のない場合にも「未」がイマダとして用いられる。

貝<sub>見</sub>者<sub>未</sub>冬<sub>有</sub>(卷十 1862) (新校万葉集の訓による。以下同)

(ロ)「未」をイマダと訓んで更に打消の語を表記する。

身<sub>著</sub>而<sub>未</sub>者<sub>伎</sub>禰<sub>杼</sub>(卷三 336)

未<sub>見</sub>而<sub>未</sub>時<sub>太</sub>爾<sub>不</sub>更<sub>者</sub>(卷四 579)

で分ることく「未」字に今日のごとく二訓は固定していなかったからである。もし二訓が固定していたら右のご

とき用字法はとりえなかつたであらう。なお、同集には次のような用法も見えている。

(イ) 秋風毛 味いまだ吹者ふか如此會毛美照かくぞもみでる (卷八 1618)

しかし、これは漢文訓読における呼応関係をもつ補説語の用法が利用されたと見るべきである。同用例が「唯一ノミ」にも見られるからである。

(ロ) 物皆者モノミナハ新吉アキラシキヨシ 唯人者ヒトハ舊之フリメルノ 應シヨシヨシカルベシ宜

(卷十 1885)

この訓みは古義によつたのであるが、同書が尙書整庚上「人惟レ求レ舊器非レ求レ舊惟新」によつていているといふことと、原漢文に引かれたもので、「ノミ」に当る字はないが漢文訓読においてノミは唯と呼応関係をもつものであるからこのよきな用字法も許されてよいのではないか。なお玉勝間によれば「ヌカモ」は別と考えても、「時者雖過」と打消の語を補つて読む例を指摘している。

【註2】平安中期以後にも非再読の例が見えている。

1 「將」(イ)副詞マサニと訓んで助動詞ムを補説する。(ロ)より多い。

或意將ニ足ニ若作此ノ法ヲ

(仁和寺藏 蘇摩呼童子經承曆三年点)

於此林中・將ニ無シ猛獸ノ損害ヲ於我ニ

(西大寺本 金光明最勝王經永長二年点)  
君徳同一亂セハ民將ニ流レ亡セン

(圖書寮藏 群書治要建長五年点) 複  
自知ニ將ニ死ニ不レ久カラ

(倭点法華經吉野朝期点) 複  
すなはちまさについてくんそかのしうをもちいん

(かながきろんご室町期写) 複  
〔則將焉用彼相矣〕

(ロ) ムトスを補説する。

將ニ郊上支ヲ定泰疇ヲ雍神ニ休ヲ拿ヲ明號ヲ同符ヲ三皇ニ  
錄功ヲ五帝ニ郵胤ヲ錫ヲ美ヲ述ヲ開ヲ統ヲ

(唐鈔本漢書楊雄伝天曆二年点) 複

(イ) 打消で結ぶ。

心中ニ大ニ驚疑ス將ニ非ス魔ノ作佛シテ惱亂スルコトヲ我心ニ

耶ニ (倭点法華經吉野期点) 複

直ちに辭の調ムトスに訓むことがない点は注意すべきである。

2 「未」 「未」の中期以後の例の中には単に「ズ」のみの表記のものが多し。これは

a 実際にはイマダを訓んだが表記しなかった。

b 意味上再読することが不可能だった。

c 当該時代の訓法を反映しない資料(例えば移点本など)であらう。

などに考へることができ、その多くは右の交還より考へて  
ゝであつたらうと見られる。

三、非再読字「應」と不定な「猶」の訓

「應」字も、「猶」字も今日再読字として訓読されているが、  
前述のものと史的事情を異にする。

「應」字は、平安初期から室町期までの実例を見るに全く再読さ  
れていない。その平安初期の例は、

菩薩摩訶薩の如<sup>ニ</sup>是<sup>キ</sup>應<sup>キ</sup>知<sup>ラ</sup>しむ<sup>ル</sup>復有<sup>リ</sup>十<sup>ノ</sup>能<sup>ハ</sup>

(西大寺本・金光明最勝王經古点)

故起作<sup>シ</sup>たまふ<sup>ハ</sup>業<sup>ヲ</sup>・必應<sup>シ</sup>受報<sup>ス</sup>

(東大寺藏 成実論天長五年点)

のごとく直ちに辞の訓ベシに当てる例のみで他の再読字のごとく  
副詞の訓を全く見ない。中期以後においても同様である。

善<sup>ク</sup>識<sup>レ</sup>真言所<sup>ノ</sup>應<sup>キ</sup>用<sup>ス</sup>・處<sup>ヲ</sup>

(京都大学藏 蘇悉地羯羅經延喜九年点)

宗君<sup>ハ</sup>應<sup>シ</sup>爲<sup>ス</sup>三州<sup>ノ</sup>刺史沈<sup>ニ</sup>君<sup>ニ</sup>當<sup>リ</sup>位<sup>ニ</sup>極<sup>ム</sup>三<sup>一</sup>公<sup>ニ</sup>

(興福寺藏 高僧伝康和六年点)

真<sup>マ</sup>色<sup>ノ</sup>迷<sup>ヒ</sup>人<sup>ヲ</sup>應<sup>ヘ</sup>過<sup>ス</sup>此<sup>ニ</sup>

(神田喜一郎氏藏白氏文集天永四年点)

彼<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>如<sup>ク</sup>輪<sup>ノ</sup>形<sup>ニ</sup>應<sup>シ</sup>入<sup>リ</sup>於<sup>リ</sup>中<sup>ノ</sup>宮<sup>ニ</sup>

(東京教育大学国語学研究室藏 金剛頂大教王経保元二年点)

有<sup>リ</sup>闕<sup>ク</sup>六<sup>ニ</sup>死者<sup>中</sup>應<sup>シ</sup>有<sup>ル</sup>枯骨<sup>一</sup>

(世俗諺文院政期点)

皆應<sup>シ</sup>恭<sup>ス</sup>莫<sup>ク</sup>生<sup>ス</sup>輕<sup>ク</sup>慢<sup>ヲ</sup>

(守屋孝藏氏藏 千手千眼陀羅尼経院政期点)

應<sup>ヘ</sup>受<sup>ク</sup>種種<sup>ノ</sup>流轉<sup>シ</sup>生死<sup>ス</sup>地獄<sup>ノ</sup>鬼<sup>一</sup>

(高野山正智院藏 佛頂尊勝陀羅尼経院政期点)

苟<sup>ク</sup>值<sup>ヘ</sup>遺<sup>シ</sup>遺<sup>シ</sup>談<sup>ニ</sup>應<sup>シ</sup>恨<sup>ム</sup>行<sup>ハ</sup>而<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>交<sup>ハ</sup>

(如来遺跡講式建保三年点)

菩提<sup>ノ</sup>應<sup>シ</sup>越<sup>ス</sup>旧<sup>ノ</sup>交<sup>情</sup>

(観智院藏作文大休鎌倉中期点)

嫂<sup>亦</sup>應<sup>シ</sup>自<sup>ラ</sup>來<sup>ル</sup>

(醍醐寺藏遊仙窟康永三年点)

清<sup>一</sup>光應<sup>シ</sup>更<sup>ニ</sup>多<sup>ク</sup>

(前田家藏桂川地藏記弘治四年点)

曹<sup>子</sup>應<sup>シ</sup>每<sup>レ</sup>章<sup>一</sup>問<sup>一</sup>

(足利学校遺跡圖書館藏古文孝経室町期点)

のごとくすべて「べし」に訓まれている。作文大休(群書類聚本  
による)の「返読字」の中にも、室町期の桂庵和尚家法倭点の二  
度読みの中にも入れられていないところを見ると室町期までは再  
読字ではなかったのである。然るにこれが再読されるようになった  
たのは思ふに江戸時代以後で、「應當也」の辞書の註によつた為  
であらう。

「猶」字は作文大休には返読字としてあげられている字である。  
しかし実際に観智院本によつて同字の訓を見るに、

猶<sup>亦</sup>響<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>隨<sup>フ</sup>聲<sup>ニ</sup>(作文大休鎌倉中期点)



とあって単にゴトシとだけ読まれたようである。(註一) 桂庵和尚家法倭点にはこの字を「二度読み」の中にあけておらず、鎌倉・室町期の点本にも一度しか訓まれていないものがある。

世々<sup>コトコト</sup>与<sup>ト</sup>公<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>結<sup>コト</sup> 因縁<sup>コトクナム</sup>・猶<sup>コトクナム</sup> 今<sup>ト</sup>章安<sup>ト</sup> 与<sup>ト</sup>妙楽<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>焉

猶<sup>シテ</sup>之<sup>ラ</sup>求<sup>ラ</sup>食<sup>ヲ</sup> 塞<sup>ラ</sup>之<sup>ラ</sup>欲<sup>カ</sup>衣<sup>ヲ</sup> (金沢文庫藏 弘決外典鈔弘安七年点) 複

猶<sup>シテ</sup>之<sup>ラ</sup>求<sup>ラ</sup>食<sup>ヲ</sup> 塞<sup>ラ</sup>之<sup>ラ</sup>欲<sup>カ</sup>衣<sup>ヲ</sup> (足利学校遺跡図書館藏古文孝経室町期点) 複

しかしながら、また他方再読された例も見える。  
円満月輪<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>無垢<sup>なること</sup> 猶<sup>シ</sup>淨鏡<sup>ノ</sup>

猶<sup>シ</sup>桂<sup>ノ</sup>林<sup>ノ</sup> 之一<sup>ノ</sup>枝<sup>ノ</sup> 眞箇<sup>ノ</sup>、之<sup>ノ</sup>片<sup>ノ</sup> 玉<sup>ノ</sup> (仁和寺藏大毗盧遮那成佛経久安四年点) 複

猶<sup>シ</sup>飢<sup>ム</sup> 之<sup>ラ</sup>求<sup>メ</sup>食<sup>ヲ</sup> 寒<sup>ク</sup> 之<sup>ラ</sup>欲<sup>カ</sup>衣<sup>ヲ</sup> (獨智院藏世俗諺文院政期点) 複

臣妾<sup>ハ</sup>猶<sup>シ</sup> 百<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>姓<sup>ノ</sup> 徒役<sup>ノ</sup> (内藤乾吉氏藏古文孝経仁治二年点) 複

視<sup>ル</sup>コト 予<sup>レ</sup>猶<sup>シ</sup> 父<sup>ノ</sup> (三千院藏古文孝経建治三年点) 複

人<sup>ノ</sup> 戴<sup>レ</sup> 之<sup>ヲ</sup> 如<sup>ク</sup> 父<sup>ノ</sup> 母<sup>ノ</sup> 仰<sup>レ</sup> 猶<sup>シ</sup> 日<sup>ノ</sup> 一<sup>ノ</sup> 月<sup>ノ</sup> (伊達家本金句集室町期点) 複

うつたへをきく事われなを人のことし (聴訟吾猶人也)

(安田庫文藏かながきろんご室町期写) 複

のごとくであるが、他の再読字と比して一般化された訓法とはい

いえないものである。この字は平安初期においては、  
齒<sup>ハ</sup>白<sup>キ</sup> 齊<sup>キ</sup> 密<sup>キ</sup> 猶<sup>シ</sup> 珂<sup>ト</sup> 雪<sup>ト</sup> (西大寺本 金光明最勝王経古点)

猶<sup>シ</sup> 浮<sup>ク</sup> 木<sup>ノ</sup> 入<sup>リ</sup> 廻<sup>ル</sup> 復<sup>ス</sup> 中<sup>ニ</sup> 難<sup>ク</sup> 可<sup>ク</sup> 得<sup>ル</sup> 出<sup>ス</sup> (東大寺藏成実論天長五年点)

猶<sup>シ</sup> 如<sup>ク</sup> 夢<sup>ノ</sup> 幻<sup>ノ</sup> 亦<sup>モ</sup> 無<sup>ク</sup> 所<sup>レ</sup> 執<sup>ム</sup> 亦<sup>モ</sup> 無<sup>ク</sup> 能<sup>ク</sup> 執<sup>ム</sup> (西大寺本 金光明最勝王経古点)

たゞし、この折は、すべて「如」字と重なったもので、多くの用例が見え、又後世までひきつづいて訓じ用いられて来っている。

整<sup>ス</sup> 水<sup>ノ</sup> 風<sup>ノ</sup> 猶<sup>シ</sup> 如<sup>ク</sup> 四<sup>ノ</sup> 柱<sup>ノ</sup> (石山寺藏金剛界念誦次第院政期点) 複

しかしながら、「猶」に副詞の訓ナホシを当て、辞の訓ゴトシを補読する例は全く見られない、

【註一】 群書類聚所収の作文大体は後から書き加えられた項も認められる。「返読字」の項は最後の方に見えるものでその点信用度が薄い。因みに「縦」を再読字としてあげているが、諸点本資料にその用例を全く見ない。

四、再読字の成立についての試見

再読字が成立するたのには次の二つの要件を認めることができ

要件1 平安初期の訓においてその漢字が辞の訓を持っていたこと。

要件2 同じ字に辞の訓とは別に詞の訓(副詞の訓など)があり、それに呼應する辞の補説語をもっていて、かつその補説語が要件1の辞の訓と同一の語であること。

この二件が平安中期までに (1) 要件1の「辞の訓」が他の「詞の訓」により変られるようになった。(辞訓の詞訓轉化と略称) (2) この「辞の訓」が要件2の補説語と同一語であるところから、同一字に副詞の訓と辞の訓(要件2の呼應関係にあった補説語に代置されたもの)とを併記するようになった。(3) こうして生じた訓法は中期以後の訓法の一傾向(同一字には同一訓を与えようとする傾向)に応じて他の個性的訓法にとり代り、訓説の固定化を更にすすめていった。以下このことについて考えてみることにする。

前項までに述べて来たことから次のことが判明する。  
イ 漢字一字を二度に訓むことが行われるようになったのは平安中期以後である。  
ロ 再説の傾向は時代がたつほど多くなっていくこと。  
ハ 再説が行われる頃より辞の訓に直ちに訓むことがほとんど見られなくなった。即ち平安初期に當・將・(末)・須などと訓む訓が殆ど見られなくなった。

ニ 平安初期の訓において、辞の訓のみで、他に副詞の訓を有しないものは後世再説されない。

などである。

ホ ところで(イ)に關聯していろいろのことは、副詞の訓を持ちまたそれと呼應関係にある補説語を持っている漢字があつても、平安初期において直ちにその補説語に相当する辞の訓をもってその漢字が訓じられたことがなければ再説にはならないのである。例えば「豈」とそれに呼應する「ムヤ」とは早くから密接な関係を持ちながら決して再説にはならない。「唯一ノミ」においても然りである。「唯一」を単にノミと訓じ、「豈」をムヤと訓じた例がないからである。

このうち(イ)と(ロ)とは用例の示す通りである。(イ)について考えよう。西大寺本金光明最勝王經に加えられた平安初期白点と、同じ本に加えられた永長二年の朱点との訓法を比較するに、

當<sup>ル</sup>知<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>經<sup>ニ</sup>亦<sup>シ</sup>至<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>(平安初期白点)

皆<sup>シ</sup>須<sup>ク</sup>等<sup>ク</sup>分<sup>シ</sup>和<sup>ス</sup>合<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>(〃)

其<sup>ノ</sup>水<sup>ヲ</sup>將<sup>テ</sup>盡<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>多<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>衆<sup>ノ</sup>魚<sup>ハ</sup>(〃)

當<sup>ル</sup>・須<sup>ク</sup>・將<sup>テ</sup>と平安初期において辞の訓をもっていたものは、

當<sup>ル</sup>・知<sup>ル</sup>(悉)此<sup>ノ</sup>經<sup>ニ</sup>亦<sup>シ</sup>至<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>(永長二年点) cf. 四王當<sup>ル</sup>知<sup>ル</sup>・返<sup>ル</sup>

皆<sup>シ</sup>須<sup>ク</sup>等<sup>ク</sup>分<sup>シ</sup>和<sup>ス</sup>合<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>(〃)

其<sup>ノ</sup>水<sup>ヲ</sup>將<sup>テ</sup>盡<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>池<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>多<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>衆<sup>ノ</sup>魚<sup>ハ</sup>(〃)

と永長二年訓点ではすべて再説されている。(註一)すなわち辞の訓によまれていたものが、すべてマサニ、スペカラクハと副詞な

る詞の訓に訓みかえられており、かつ再読になつていたのである。しかるに平安初期の訓法において副詞の訓マサニよまれていたものは、再読に變つてゐる例もあるが、そのまゝ初期の訓法をうけついでいる。(註2) このことはかつて辞の訓をもつていたことが再読字成立の一要件であると考へうる。それは又附の点より考へ合せても首肯できるのであらう。

ところでこのように平安初期において辞の訓を持っていたものが、中期以後に他の詞の訓に訓みかえられてゐるものを他に求めるに、

○種種の香氣 非但遍 此 三千大千世界 (平安初期白点)  
衆妙の雜華の非 一一色 毎日三時 (〃)

○汝等勤修 勿 為放逸 (〃)  
常願勿處 於卑賤 (〃)

○奉 授 世尊 世與受 已 (〃)  
既識 病源 已 隨 病 (〃)

○非(じ・ヌ) 勿(じ・ナ) ・ 已(完了助動詞ヌ) と辞の訓に訓

まれたものが、

種種の香氣非但遍 (すゝのみには) 此三千大千世界 (に)

衆妙の雜華の非して 一色 毎日 三時 (永長二年点) (非)

(〃) (〃) (〃)

汝等勤修 勿 為 放逸 (〃)

常願勿處 於卑賤 (〃)

奉授世尊 世與受已 (〃)

既識病源 已 隨 病 (〃)

と、ほとんど一樣に訓み變えられてゐることがあげられる。また同傾向のものとして、

有 得 勝惣持 及 靜慮 (平安初期白点)

善男子若有 衆生 踰於 大乘 未 能修習 (〃)

一切 諸法 無 有 不 為 慈悲 所 攝 (〃)

便坐 執著 以 為 實 (〃)

の及・雖・為(一所) 以が、後世一樣にオヨビ・イ(フ)トモ・タメニ・モツテと訓まれるようになったものもあげうるし、さら

に「欲」がホツスと訓せられるのもその一つである。これらは各語によつてその直訳訓たる「詞の訓」へのよみ變えの事情は異なるが、すべて詞的直譯訓に移行してゐるのであり、そしてその

「辞の訓」のほとんどが、平安中期以降には姿を没してしまつてゐるのである。(註3)

これらの傾向は平安中期以後中国との交通が絶えて一般に漢文

に対する実力がおちたことと音読の衰退とに伴つて訓読の上

に生じた變改の一つであらう。個人的訓説が亡びて形式的訓説が生じた

ことに起因する漢文訓詁史上の一つの変遷の姿と見られる。辞の訓にそれが見えるのは、宣命の小書きの例より考えて漢字の訓としては助詞助動詞は不安定に感じられたのであろうか。

一方平安初期における副詞(詞)の訓を見るに、その結びにさまざまないい方を持っている。特に「當」のごとく。しかもいづれの字においても、呼応関係にたつ補説語を持っている。當(マサニ)ベシ・ム・ムトス、將(マサニ)ム・ムトス、未(マサニ)ズ、須(マサニ)ム・ムトス、將(マサニ)ム・ムトス、未(マサニ)ズ、須(マサニ)ム・ムトスなど。これらの呼応関係には、必ず已述の辞の訓當・將・未・須と一致する補説語を持っている。このことから筆者は、辞の訓が詞の訓であるマサニ・イマダ・スペカラクの副詞の訓に変わる折にすでに呼応関係にあった當(マサニ)に應ずるベシ(補説語)將に應ずるムトス(補説語)、未に應ずるズ(補説語)などの口調に影響されて、補説語を當漢字の訓と考えるようになり、副詞の訓と共にこの二訓を一漢字に固定させる結果となつたと考える。さすれば、副詞の訓とそれに呼応する補説語(辞の訓と同じ語の)との関係も再読字成立の要件と見なければならぬ。前掲の(イ)に述べたように「應」が再読されないのはこの第二の要件を欠くためであらう。すなわち平安初期に「應」に副詞の訓およびそれに應ずる補説語の訓法が一般化していないのであろう。「猶」が他の再読字と趣を異にするのは、「猶」(ナカシ)と補説語のゴトシとの関係が他の再読字のように見当らず、その代り補説語ゴトシの役割を「猶如」と重ね用いられる「如」が果し、この語序による口調が要件2を充たしたため、他の再読字が成立してから、後れてそれに擬して成立したものと考える。なお「縦」についてはこの点

より見ても全く再読字たる原因が考えられない。

逆に第二の要件だけでも再読字は成立しない。すでに(イ)に述べたごとく副詞とそれに呼応関係にある補説語とがいかにか連合度が強くとも再読字にはなりえない。豈(イ)のごときがそうであるが、又當(マサニ)に應ずるムとの連合も証となる。院政期まではこの連合は強く、多くの例を見るが、當のごとき再読は全然見られないのであって、この連合さえやがて當(マサニ)に移行してしまふのである。

(註4)

最後に成立時期について考えるに、再読字が見えるのは平安中期以降である。辞の訓が詞の訓に変わることはすでに平安初期にも見られる。また字によっては副詞の訓と補説語との連合も強まっていたとも見られる。しからば初期の資料に見えてもよさそうである。だが見えない。いづれにしても漢字に即した訓をとらうとした傾向に裏付けされて生じたものであろう。

【註1】永長二年点は白点に比して訓が少ないがこの例では再読訓のみであり、少くとも積極的に再読訓でないと思われる用例は見えない。

【註2】副詞マサニに訓んでムを補う例(多く見えている)

吾(レ)當(ニ)為(ル)汝(カ)分別(シ)解説(セシ) (初期点) ↓吾(レ)當(ニ)為(ル)

汝(カ)分別(シ)解説(セシ) (永長点)

子(ヲ)將(ニ)無(ク)猛(キ)獸(アリテ)損害(セラル)於(ニ)我(ニ) (初期点)

↓子(ヲ)將(ニ)無(ク)猛(キ)獸(アリテ)損害(セラル)於(ニ)我(ニ) (永長点)

副詞マサニに訓んでベシを補う例

當に於晝夜六時(中略)作ルベシキ如是言(初期点)

↓當に於晝夜六時(中略)作ルベシ如是言(永長点)

當をマサニに訓んで命令で結ぶ。

慈父當哀愍 (初期点) ↓慈父當哀愍 (永長点)

などであるが又これらの再説に変わった例もすで見える。

當令三つとオモフヘシ 無量百千万億衆生 出て 生死の

苦(以下略) (初期点)

↓當令無量百千万億 衆生をして 出て 生死を

記ラレ 我レ 當ニ 紹ト 人中の 尊を (以下略) (永長点)

↓記 我を 當に 紹人 中の 尊(永長点)

右の例より考えるに、まず辞の訓をもっていたものが再説となり、ついで「ベシ」を補説する例が、更に他のい

【註3】ここに述べた漢字の詞的な直訳訓は「及」を除いてはす

【及】の直訳訓のもっとも早い例は京都大学藏蘇悉地羯羅經延喜九年点に見えている。

當用(三) 定者及(三) 行定(三) 行定(三)

【註4】例えば談山神社法華経院攻点と倭点法華経吉野点の「當」字の訓み方を見るに前者は再説と補説語を訓む方が相半ばして見えるが後者においてはずべて再説になっている。

五、一般的でない再説字

使役の令・教・遣・使・俾など

作文大体の返詔字に「須・宜・盡・當・令・將・教・遣・猶・使・未・統等也」と令・教・遣・使を、桂庵和尚家法倭点に「將・宜・當・當・令・教・使・俾・遣をあげてあり、高山寺本類聚名義抄に「遣...ツカハス...セシム」とあるのによると、これらも或時期には再説字であったことが知られる。その平安初期における訓法は、1 直ちに助動詞シムと訓む。

(イ) 勤心をもちて 流布して 此の 妙経王を 則令ニ 王法を 久ク

(ロ) 住於世に (西大寺本金光明最勝王経古点)

使イヒ 其の 人民 安隱豊樂にして 無カラ 諸の 枉横(同右)

(ハ) 唯目ののみに 耳ヲ 聞ク 勿令ナレバ 他に 解(同右)

兵 等 家 七宝

之 倉庫 (同右)

(イ) 令 詰 有 情 恭敬 供養 (同右)

2 動詞「為」の連用形に助詞のついた「シテ」と訓じ、助動詞シムを補読する。

呪師 教 其 發 弘誓 願 (同右)

のごとくで(1)については下の體言に(イ)助詞「チ」を訓む。(ロ)助詞「ニ」を訓む。(ハ)動詞「為」と助詞「て」のついた「シテ」を補読する。の三様がある。しかし後世になると、一樣にチシテの補読になってくる。同所を永長二年朱点で見ると

(イ) 使 其 人民 安隱 豐樂 無 諸 枉 横

(ロ) 唯 自 耳 聞 勿 令 他 解

使 人 觀 見 象 衆 馬 衆 車 兵 等 衆 七 宝 之 聚 種 種 倉 庫

となっている。さてこの字の平安中期以後室町期までの用法を見るに、概して佛家点ではチシテを下の體言に補読してシムのみを訓をあてる法をとり、博士家点では再読しているようである。

a チシテを補読する例

且 為 令 油 有 蘇 氣 且 為 令 蘇 豊

足 榎 木 之 故

(西大寺藏 私摩蜜記長元八年点)

无 有 能 使 如 来 居

(東大寺藏 無上依経如来功德品平安中期点)

令 彼 悉 蒙 安 隱 樂 (西大寺本金光明最勝王経永長二年点)

廻 命 左 右 候 覓 沙 門 試 欲

(興福寺藏 高僧伝康和二年点)

令 一 切 如 来 聖 天 現 驗 一 切 悉 地 受 一 切 安 樂 悅 意 故

(東教大國語学研究所藏 金剛頂大経王経保元二年点)

令 我 解 脱

(高野山正智院藏 佛頂尊勝陀羅尼院政期点)

妙 光 教 化 令 其 堅 固 法 華 經 院 政 期 点

令 其 坐 訖 与 彼 水 器 及 水

(唐招提寺藏 四分律行事鈔鎌倉期点)

b 再読の例

使 人 清 大 后 曰 (史紀呂后本記延久五年点)

不 令 夷 夏 相 交 侵

(神田喜一郎氏藏 白氏文集天永四年点)

使 君 夫 婦 為 參 商 (同)

欲<sup>ス</sup>令<sup>シテ</sup> 事火凌羅内<sup>ヲ</sup> 祠<sup>ラ</sup> 天<sup>ニ</sup> (如来遺跡諸式建保三年点) 複

使<sup>シ</sup> 各<sup>ヲ</sup> 終<sup>ル</sup> 其<sup>ノ</sup> 性<sup>一</sup> 命<sup>上</sup> 者<sup>ヲ</sup> (如來遺跡諸式建保三年点) 複

古<sup>一</sup> 者<sup>ニ</sup> 諸侯歲<sup>コト</sup> 遣<sup>シ</sup> 大夫<sup>ヲ</sup> 聘<sup>シ</sup> 問<sup>フ</sup> 天子<sup>ヲ</sup> (内藤乾吉氏藏古文孝經仁治二年点) 複

即遣<sup>シ</sup> 桂心<sup>一</sup> 通<sup>ス</sup> (圖書寮藏 群書治要建長五年点) 複

教<sup>シテ</sup> 摩<sup>一</sup> 類<sup>ヲ</sup> 遠<sup>シ</sup> 中<sup>ニ</sup> 雲<sup>上</sup> (醍醐寺藏 遊仙窟康永三年点) 複

しかし次の様な例外もある。  
。上終<sup>ニ</sup> 不<sup>ル</sup> 使<sup>メ</sup> 不<sup>一</sup> 肖<sup>子</sup> 居<sup>ニ</sup> 受<sup>一</sup> 子<sup>上</sup> 之<sup>上</sup> 明<sup>ケ</sup> (観智院藏 世俗諺文院政期点) 複

及魏明帝使<sup>テ</sup> 京北葦仲將<sup>一</sup> 点定<sup>シテ</sup> 以<sup>テ</sup> 芳林苑中<sup>ニ</sup> (篆隸文作 鎌倉中期点) 複

魏主令<sup>シ</sup> 宇文泰<sup>一</sup> 破<sup>シ</sup> 梁<sup>ノ</sup> 元<sup>ノ</sup> 帝<sup>ヲ</sup> 二十万衆<sup>ヲ</sup> 弘決外典鈔弘安七年点) 複

若<sup>シ</sup> 教<sup>シテ</sup> 入<sup>ラ</sup> 聞<sup>カ</sup> 若<sup>ハ</sup> 自<sup>ミ</sup> 持<sup>シ</sup> 若<sup>ハ</sup> 入<sup>レ</sup> 持<sup>シ</sup> (倭点法華経吉野朝点) 複

博士家点においては、院政ころまで動揺していたらしく、又次の

是<sup>レ</sup> 使<sup>シ</sup> 布衣之士<sup>ヲ</sup> 不<sup>レ</sup> 得<sup>ル</sup> 為<sup>ス</sup> 枯木

令<sup>シ</sup> 羣臣<sup>ヲ</sup> 無<sup>シ</sup> 朝<sup>シ</sup> 貢<sup>ス</sup> (久原文庫藏 史記孝宣本紀延久三年点) 複

乃使<sup>テ</sup> 人<sup>ヲ</sup> 復<sup>シ</sup> 召<sup>ス</sup> 趙<sup>一</sup> 了<sup>王</sup> (毛利家藏 史記呂后本紀第九延久五年点) 複

使<sup>シ</sup> 鉅鹿兒<sup>ヲ</sup> 賊<sup>シ</sup> 之<sup>ヲ</sup> (東洋文庫藏 春秋経伝集解保延五年点) 複

博士家点において再読が生じたのは、やはり要件1の辞の訓に

む(使・令など)と要件2の詞の訓(こゝでは動詞)とそれと密

接な連合をもつ補読語シムを持っていて要件1の辞の訓が要件2

の補読語と同一語であるために、(前述の再読字と同原理となる)

他の再読字の影響を多分に受けて後れながら成立したものと考

える。後世再読されなくなった原因については、桂庵和尚家倭点

の記事が参考になる。

メハ皆下之字ニテ点シ添ヘテシムナハ當<sup>レ</sup> 其<sup>ノ</sup> 字<sup>ニ</sup> 右ニシムト  
点スルナリ令<sup>ニ</sup> 入<sup>レ</sup> 知<sup>ル</sup> 之<sup>ノ</sup> 類<sup>ト</sup> 雖<sup>レ</sup> 三<sup>ノ</sup> 字<sup>ト</sup> 用<sup>ニ</sup> 二<sup>ノ</sup> 点<sup>ヲ</sup> 古<sup>ノ</sup> 点<sup>ニ</sup> 令<sup>ニ</sup> 如<sup>レ</sup> 此<sup>ノ</sup> 点<sup>ス</sup> レハ一<sup>ノ</sup> カエリ二<sup>ノ</sup> 仮名シムニ  
サシアフナリ

以爲・謂

古点本の再読字を調査していると次のことき二度訓みの用法が見られた。

高祖以<sup>ハク</sup>爲<sup>ハク</sup>不<sup>サト</sup>頤<sup>メ</sup>我<sup>ニ</sup>

(毛利家藏史記呂后本紀延久五年点) 複

而説者以<sup>オモヘラク</sup>爲<sup>オモヘラク</sup>各自敬<sup>スレハ</sup>其<sup>ノ</sup>爲<sup>ニ</sup>君<sup>ノ</sup>父<sup>ノ</sup>之<sup>ラ</sup>道<sup>ヲ</sup>臣<sup>ノ</sup>子<sup>ニ</sup>乃<sup>チ</sup>

悦<sup>ト</sup>也 (綱智院藏 世俗諺文院政期点) 複

以<sup>ヘリ</sup>爲<sup>ヘリ</sup>於<sup>ニ</sup>義<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>闕<sup>ト</sup>

(内藤乾吉氏藏 古文孝経仁治二年点) 複

自<sup>ヘリ</sup>謂<sup>ヘリ</sup>能<sup>コク</sup>畫<sup>セリト</sup>其<sup>ニ</sup>妙<sup>一</sup>

(本門寺藏 貞観政要鎌倉期点) 複

以<sup>ラク</sup>爲<sup>ラク</sup>仁<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>必<sup>ハ</sup>濟<sup>ス</sup>人<sup>ノ</sup>於<sup>ニ</sup>患<sup>ニ</sup>難<sup>ト</sup>

(圓珠経建武四年点) 複

謂<sup>オモフニ</sup>余<sup>ナリ</sup>不<sup>ナリト</sup>信<sup>ナリト</sup>

(伊達家本金句集室町期点) 複

これらは一一般のものではないらしく概して博士家点に散見し、時代も下ったものに現われていて、前述の再読字とは本質的に異なるものである。恐らく再読字が一般に生じてから、その訓法の影響を受けて現われたもので、補説語を全記する代りに、併記することになったものであろう。

再読字の後世に生じた異訓

不<sup>スハ</sup>然<sup>ナラ</sup> 然<sup>ニ</sup>昔<sup>ニ</sup>沿<sup>フ</sup>太<sup>ク</sup>頭<sup>ニ</sup>身<sup>シ</sup>没<sup>シ</sup>魂<sup>タ</sup>孤<sup>ヒトリニシテ</sup>骨<sup>サラ</sup>不<sup>ス</sup>シテ

没<sup>ウケラサカラマシ</sup>

(神田喜一郎氏藏 白氏文集天永四年点) 複

白氏文集の訓点には特異な訓法が多いがこれもその一つである。

マシカハに対しては「ベシ」より「マシ」が妥当と考えて、既成の再読訓を無視したものであろう。

何<sup>ソ</sup>須<sup>ニ</sup>漫<sup>ハク</sup>怕<sup>ト</sup> (醍醐寺本遊仙窟康永三年点)

遊仙窟の訓法にも亦珍異なものが見える。それもその一つで、再読が生じてから代置された訓と考えられる。この種のものはまだ

他にもあるのではないかと思われる。

後世辞書の註記によつて生じたもの

遂<sup>ニ</sup>攻<sup>セ</sup>令<sup>メ</sup>郤<sup>ハ</sup>郤<sup>ハ</sup>氏<sup>ヲ</sup>且<sup>ニ</sup>焚<sup>ヤカレ</sup>

(圖書寮藏 群書治要建長五年点) 複

百<sup>ノ</sup>姓<sup>ノ</sup>徒<sup>ノ</sup>役<sup>ノ</sup>

士<sup>ハ</sup>庶<sup>ハ</sup>人<sup>ノ</sup>樂<sup>ハ</sup>不<sup>ナリ</sup>仁<sup>ナリ</sup>是<sup>レ</sup>由<sup>ニ</sup>惡<sup>ニ</sup>醉<sup>シ</sup>強<sup>ク</sup>酒<sup>ヲ</sup>

(伊達家藏 金句集室町期点) 複

この種ものは、時代の降つたものに見られる。しかして一般に再読字が生じてから、且又將也・猶猶也・由又與猶通などの註記によつて再読訓をもつようになったものと考えられる。

「應」が今日再読字とされているのも同傾向であろう。最後に「蓋」字については作文大体にも、家法倭点にも見えている再読字であるが、少数例しか見えず、前述の原理によつて生じたものか、或いは「何也不也・何不也」などの辞書の註による異なつた原理に



よったものか判定することができない。

六、先説と和文への影響と

訓読に當って漢字一字を二度に訓ずるといふ現象は珍しい方法である。それ故に、早くから作文大體・家法倭点などで触れており、江戸時代になつても「点例」「日本釈名」「博士説攷証」など訓法に関する書にも触れてあるが、その成立については、前述書の外「訓点復古」「倭説要領」「學則」にも、また当代の隨筆などにも論じたものを見ない。明治になつてからも或いは訓読の当初より生じていたものごとく考えたり、字義よりの必然の要求であると考えられていた。(註1)たゞ大言海に須・応・當などの字を別つために読み習える漢籍説と説いているが、これも全く史的事実に合わないものである。近時古点本の研究に伴つて、春日政治博士は平安初期の訓法を明らかにされ、(註2)ついで遠藤嘉基博士はその成立について一つの考えを出しておられる。(註3)

【註1】「漢文の訓読によりて伝えられたる語法」

【註2】「西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究」研究稿

語の呼応

【註3】「訓点資料と訓点語の研究」語法

漢文訓読において辞の訓が詞の訓に変わるために生じた再読字は、平安中期以後訓読の固定化と相俟つて、ここに形式的な訓法を生じ、該当字には常に再読訓を与えるようになり、直訳的な再読口調が生じたがそれは漢文訓読にのみとどまらず、在来の日本語にも次第に影響し、滲透するようになって来る。平安時代末

こう以後の歴史から、たゞ漢文には見えてゐない。六代・七代・海道記・徒然草など少いながらも見る見出(註4)がある。ここにたゞ漢文の一例をあげよう。

諸国宣<sup>シ</sup> 承<sup>レ</sup>知 依<sup>ニ</sup>宣<sup>フ</sup>行<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup> 政<sup>ヲ</sup> 不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>違<sup>フ</sup>、故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup> 下<sup>ニ</sup>

(東海東山(被下院宣) (延慶本平家物語吉沢義則博士校註本による)

俱舍論には再生汝今過<sup>ス</sup> 盛位<sup>ニ</sup>死<sup>ス</sup> 遂<sup>ニ</sup> 將<sup>ニ</sup> 近<sup>ク</sup> 炎魔王<sup>ニ</sup>……と申て (同右)

これら經典に關係ある文や、宣旨・奏状や畏つた会話などに多く見えるところを見ると漢文訓読文の影響によつて次第に和文脈に入つて来たことが考えられる。この外今昔物語・三宝絵詞・沙石集・古今著聞集などの説話集の文中に散見するのも当然のことである。かくて再読口調は和漢混淆文や仏教説話集を通して次第に文語文に入りこみ、明治の文語文や今日の文語的表現の中にまで屢々表われるに至つたものである。

七、むすび

この小稿は從來未開拓であつた漢文訓読史の一分野を明かにしようとしたものである。なかならず全く不明であつた「再読字」の本質とその歴史的推移の大略をのべて、いくつかの点を明かにした。しかしその中には今後さらに究めつくされねばならない辞訓の詞訓への移行などのいくつかの重要な問題を含んでいる。さらにまた漢文訓読が文語文に与える影響の一端をも物語つてい

ところでこの小稿は、次の点に応用されることが出来る。それは過去における漢文資料の訓読について——例えば万葉集の詞書、古今集の真名序や上代における漢文、また平安時代の日記、記録などの変体漢文の訓み方については——従来は一定の訓み方がない。より多くは今日の訓み方によっているものごとくである。しかし当時の訓み方を知ることができたとすれば、それに従うのがより自然であらう。

(あとがき)

- 一、本稿は去る昭和廿八年<sup>1953</sup>十月の国語学会での発表の原稿をもとにし、その折、時枝博士、鈴木一男氏、林大氏、山田俊雄氏など諸先輩よりいただいたご教示によって、書き改めたものである。いつものことながらご指導いただいた佐伯梅友先生、中田祝夫先生、築島裕氏へ共にあつく御礼申しあげる。
- 二、なお資料調査に際してご便宜をいただいた遠藤嘉基博士、京大附属図書館伊藤祐照氏、東大寺図書館、西大寺、唐招提寺、興福寺、仁和寺、東大國語研究室に感謝の意を表す次第である。
- 三、中田祝夫先生のお話によると鈴木一男氏は「應宜」「當座」などの語序より成立をお考えになつていられる由である。疑問点もあるので、ご教尊を仰ぐ機を切に待ち望んでいる。

—東京文理科大学大学院学生—